

確定申告書等作成コーナー

～消費税等確定申告書作成のための操作の手引き～

(消費税) 確定申告書作成(一般課税)編

この手引きでは、令和6年1月1日以前から消費税の課税事業者となった方で、税込経理方式による経理処理をされている方、かつ、売上税額及び仕入税額の計算方法について、割戻し計算を選択している方が、消費税及び地方消費税の確定申告書（一般課税用）を作成する場合の操作手順を説明します。

※¹ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。

※² この手引きでは、PC画面でご案内します（一部画面を除いて、スマホ画面と大きな差異はございません。）。

確定申告書作成（一般課税）編

1.1	作成開始	1
1.2	一般課税・簡易課税の条件判定等（1／2）	2
1.3	所得区分の選択	5
1.4	売上（収入）金額・仕入金額等の入力	6
1.5	売上（収入）金額等の入力（1／3）	8
1.6.1	決算額・課税取引金額の内訳等の入力（1／2）	12
1.6.2	決算額・課税取引金額の内訳等の入力（2／2）	14
1.7	決算額・課税取引金額の内訳等の入力（業務用固定資産等の購入）	16
1.8	控除対象仕入税額の計算方式の確認	17
1.9	課税仕入金額の内訳の入力	18
1.10.1	税率 6.24%（軽減税率）適用分の課税仕入金額の内訳の入力	19
1.10.2	税率 7.8%適用分の課税仕入金額の内訳の入力	20
1.11	仕入税額控除の控除方式の選択	21
1.12	中間納付税額等の入力	22
1.13	消費税の還付申告に関する明細書作成（1／4）	23
1.14	消費税の還付申告に関する明細書作成（2／4）	24
1.15	消費税の還付申告に関する明細書作成（主な課税資産の譲渡等）	25
1.16	消費税の還付申告に関する明細書作成（主な輸出取引等の明細）	26
1.17	消費税の還付申告に関する明細書作成（主な金融機関・通関業者の入力）	27
1.18	消費税の還付申告に関する明細書作成（3／4）	28
1.19	消費税の還付申告に関する明細書作成（主な棚卸資産・原材料等の取得）	29
1.20	消費税の還付申告に関する明細書作成（主な固定資産等の取得）	30
1.21	消費税の還付申告に関する明細書作成（4／4）	31
1.22	計算結果の確認	32
1.23	納税地等・還付金口座入力	33
1.24	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成選択	36
1.25	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の作成	37

確定申告書作成（一般課税）編

1.1 作成開始

① トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等

作成開始

次の画面から、一般課税・簡易課税の条件判定等を行った後、売上（収入）金額・仕入金額等の入力を行います。

「次へ」ボタンを押して進めてください。

①

次へ

① 一般課税を選択される方は、令和6年分の決算書等データを利用することで、決算額等を引き継いで、消費税及び地方消費税の確定申告書を作成することができます。

▶ 決算書等データの引継ぎ方法を確認する

[申告書等の選択へ戻る](#)

① 「次へ」ボタンを押すと、「一般課税・簡易課税の条件判定等」画面（P 2 参照）へ進みます。

確定申告書作成（一般課税）編

- ① 基準期間(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)の課税売上高を入力します。
 - ② インボイス（適格請求書）発行事業者の方は、「はい」を選択します。
 - ③ 年の途中から課税事業者になった（インボイス発行事業者となった）場合、「はい」を、1月1日から課税事業者の場合には「いいえ」を選択します。
※ ①の金額が1,000万円以下で、②の質問に「はい」を選択した場合に表示されます。
 - ④ 一般課税で申告する場合、「いいえ」を選択します（2割特例を適用しない）。
※ ①の金額が1,000万円以下で、②の質問に「はい」を選択した場合に表示されます。
 - ⑤ 一般課税で申告する場合、「いいえ」を選択します。（簡易課税を適用していない）。
 - ⑥ ③の質問で、「はい」（年の途中から課税事業者になった）と答えた場合、年の始めからインボイス発行事業者となる前の日までの期間の課税売上高を入力してください。
 - ⑦ 税抜経理の方は「税抜経理」に選択を変更します。
※ この手引きでは「税込経理」を選択して進めます。
 - ⑧ 売上税額の計算方法について、積上げ計算又は割戻し計算と積上げ計算を併用している方は、「V」を押して項目を開き、「1 割戻し計算」の選択を「2 積上げ計算」又は「3 1と2の併用」に変更します。
※ この手引きでは「売上税額」及び「仕入税額」について「割戻し計算」を選択して進めます。
- (参考)「税額の計算方法として積上げ計算を選択する方」

税額の計算方法として積上げ計算を選択する方

⑧ 売上税額の計算方法を選択してください。
> 計算方法を確認する

1 割戻し計算

仕入税額の計算方法を選択してください。
> 計算方法を確認する

割戻し計算 積上げ計算

- ⑨ 特別な売上計上基準の適用がある場合、「V」を押して項目を開き、適用している売上計上基準にチェックを入れてください。
(参考)「特別な売上基準を適用する方」

特別な売上基準（割戻基準、延払基準等、工事進行基準、現金主義会計）の適用をする方

⑨ 適用している売上計上基準を選択してください。 [?]

☐ 割戻基準

☐ 延払基準等

☐ 工事進行基準

☐ 現金主義会計

- ⑩ 「次へ」ボタンを押すと「所得区分の選択」画面（P 5 参照）へ進みます。

確定申告書作成（一般課税）編

（参考）⑨で選択された売上計上基準は申告書の付記事項に丸印が表示されます。

第3-1(1)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (フリガナ) 名又は屋号 (電話番号 - -)

個人番号又は法人番号

(フリガナ) 代表者氏名又は氏名

※ (個人の方) 振替継続希望

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通達日付印 確認

個人番号カード通知カード・運転免許証その他 ()

身元確認

年 月 日

指導等 月 日 相談 区分1 区分2 区分3

令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の () 申告書

平成 年 月 日 令和 年 月 日

中間申告 平成 年 月 日 令和 年 月 日

対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
消費税額													
控除過大調整税額													
控除対象仕入税額													
還付金等に係る税額													
税貸倒れに係る税額													
控除税額小計 (④+⑤+⑥)													
控除不足還付税額 (⑦-⑧-⑨)													
還引税額 (⑩+⑪-⑫)													
中間納付税額													
納付税額 (⑩-⑪)													
中間納付還付税額 (⑫-⑬)													
確定税額													

付加税標準の適用

延払基準等の適用

工事進行基準の適用

現金主義会計の適用

課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用

課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満

個別対価式

一括比率式

配分方式

上記以外

全額控除

基準期間の課税売上高

税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)

第一表 令和五年十月一日以後終了課税期間(一般用)

付加税標準の適用	○	有	無	31
延払基準等の適用	○	有	無	32
工事進行基準の適用	○	有	無	33
現金主義会計の適用	○	有	無	34

確定申告書作成（一般課税）編

1.3 所得区分の選択

① トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等

所得区分の選択 一般課税 税込

該当する所得区分に関する項目を全て選択してください。 必須

①

- ☐ 事業所得（営業等）がある。
- ☐ 事業所得（農業）がある。
- ☐ 不動産所得がある。
- ☐ 雑所得（原稿料等）がある。
- ☐ 業務用固定資産等の譲渡所得がある。
- ☐ 業務用固定資産等の購入がある。（令和6年に減価償却資産等を購入した場合）

②

戻る 次へ

ここまでの入力内容を保存

[ページTOPへ](#)

[お問い合わせ](#) [個人情報保護方針](#) [利用規約](#) Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

① 該当する全ての所得区分を選択します。

※ 「業務用固定資産等の譲渡所得がある。」又は「業務用固定資産等の購入がある。」を選択する場合は、「事業所得（営業等）がある。」、「事業所得（農業）がある。」、「不動産所得がある。」又は「雑所得（原稿料等）がある。」の中から一つ以上選択する必要があります。

② 「次へ」ボタンを押すと、「売上（収入）金額・仕入金額等の入力」画面（P 6 参照）へ進みます。

確定申告書作成（一般課税）編

1.4 売上（収入）金額・仕入金額等の入力

「所得区分の選択」画面（P 5 参照）で選択した所得区分ごとに売上（収入）金額・仕入金額等の入力を行います。

① トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等

売上（収入）金額・仕入金額等の入力

一般課税 税込

所得区分ごとに売上（収入）金額・仕入金額等の入力を行ってください。

① 事業所得（営業等）	-	>
事業所得（農業）	-	>
不動産所得	-	>
雑所得	-	>
業務用固定資産等の譲渡所得	-	>
業務用固定資産等の購入	-	>

戻る

② 次へ

ここまでの入力内容を保存

① 所得区分ごとの入力ボタン「>」を押すと、該当の所得区分の「売上（収入）金額等の入力」画面（P 8 参照）へ進みます。

※ 売上（収入）金額・仕入金額等の入力が終わった所得区分は、ボタン上の表示が「-」から「入力あり」になります（下記画面参照）。

① トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等

売上（収入）金額・仕入金額等の入力

一般課税 税込

所得区分ごとに売上（収入）金額・仕入金額等の入力を行ってください。

① 事業所得（営業等）	① ☒ 入力あり	>
事業所得（農業）	-	>

確定申告書作成（一般課税）編

- ② 全ての所得区分の売上（収入）金額等・仕入金額等の入力完了したら、「次へ」ボタンを押し、入力データに応じて以下の画面へ進みます。
- ・ 「控除対象仕入税額の計算方式の確認」画面（課税売上高が5億円超の場合、又は課税売上割合が95%未満の場合）（P17 参照）
 - ・ 「控除対象仕入税額の計算方式の選択」画面（課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の場合で2割特例の適用要件を満たす場合）（P21 参照）
 - ・ 「中間納付税額等の入力」画面（上記以外の場合）（P22 参照）

確定申告書作成（一般課税）編

1.5 売上（収入）金額等の入力（1／3）

「売上（収入）金額・仕入金額等の入力」画面（P 6 参照）で選択した所得区分の売上（収入）金額等を入力します。

① トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等

事業所得（営業等）の売上（収入）金額等の入力

一般課税 税込 割戻

売上（収入）金額等の入力

収入金額 **必須**

売上（収入）金額（円）

※：雑収入のほか、免税、非課税、非課税資産の輸出等又は不課税に係るものも含めた金額を入力してください。

①

② 免税、非課税、非課税資産の輸出等又は不課税取引がある方

課税取引金額

③ 入力内容から計算した課税取引金額（円）

軽減税率適用分の金額の入力

④ 軽減税率（6.24%）適用分の取引がある方

返還等対価の入力

⑤ 返還等対価に係る税額を計算する方

戻る 次へ

① 売上（収入）の金額を入力します。

「売上（収入）金額」欄は入力必須項目となっているため、金額が 0 円の場合、「0」を入力します。

② 上記①の金額の中に、免税、非課税、非課税資産の輸出等又は不課税取引の金額が含まれている方は、「V」を押して項目を開き、該当する取引区分に金額を入力します。

③ 「課税取引金額」が自動で算出されます（①の数字から②で入力した金額を差し引いた金額が表示されます）。

なお、税抜経理方式を選択した場合、仮受消費税等を、積上げ計算を選択した場合、適格請求書等に記載した消費税額等を入力する欄が表示されます。

確定申告書作成（一般課税）編

（参考）「免税、非課税、非課税資産の輸出等又は不課税取引がある方」

免税、非課税、非課税資産の輸出等又は不課税取引がある方

②

上記、売上（収入）金額のうち

免税取引分（円） ?

非課税取引分（円） ?

非課税資産の輸出等取引分（円） ?

不課税取引分（円） ?

（参考）仮受消費税等の入力欄

上記課税取引金額に対応する仮受消費税等の金額（円） 必須

（参考）適格請求書等に記載した消費税額等の入力欄

上記課税取引金額に係る適格請求書等に記載した消費税額等の合計額（円） 必須

- ④ 課税取引金額のうちに税率 6.24%（軽減税率）適用分の取引がある方は、「V」を押して項目を開き、「うち税率 6.24%（軽減税率）適用分」（円）欄に金額を入力します。

軽減税率適用分の入力

軽減税率（6.24%）適用分の取引がある方

課税取引金額の内訳の入力

課税取引金額のうち、税率6.24%（軽減税率）適用分の入力してください。

割戻し計算を適用した取引分

課税取引金額（円）

④

うち税率6.24%（軽減税率）適用分（円）

うち税率7.8%適用分（円）

確定申告書作成（一般課税）編

- ⑤ 売上げに係る対価の返還等の金額がある場合は、「V」を押して「返還等対価に係る税額を計算する方」の項目を開きます。

返還等対価の入力

⑤ 返還等対価に係る税額を計算する方

売上げに係る対価の返還等の金額の入力

Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で収入金額から直接減額していない売上げに係る対価の返還等の金額がありますか？ ?

- ⑥
- ☒ はい ☐ いいえ

売上げに係る対価の返還等の金額のうち、課税取引に係るものを「税率6.24%（軽減税率）適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて入力してください。

> 入力例を確認する

⑦ 売上げに係る対価の返還等の金額

税率6.24%（軽減税率）適用分（円）

税率7.8%適用分（円）

計（円）

売上げに係る対価の返還等の金額のうち、「免税取引に係るもの」、「非課税取引に係るもの」、「非課税資産の輸出等」の金額を入力してください。

※：「非課税取引に係るもの」については、入力の必要はありません。

⑧ 免税取引に係るもの（円）

非課税取引に係るもの（円）

非課税資産の輸出等（円）

⑨

戻る

次へ

△ ページTOP△

お問い合わせ

個人情報保護方針

利用規約

Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

確定申告書作成（一般課税）編

- ⑥ 売上げに係る対価の返還等の金額がある場合には、「はい」を選択します。
- ※ 免税事業者であった課税期間における課税資産の譲渡等に係る返還等は対象になりません。
- ⑦ ⑥で「はい」を押すと、金額の入力欄が開きます。
- 売上げに係る対価の返還等の金額について「税率 6.24%（軽減税率）適用分（円）」と「税率 7.8%適用分（円）」に分けて入力します。
- ⑧ 売上げに係る対価の返還等の金額のうち、「免税取引に係るもの」、「非課税取引に係るもの」又は「非課税資産の輸出等」の金額を入力します。
- ※ 不動産所得には「非課税資産の輸出等」入力欄がありません。
- ⑨ 「次へ」ボタンを押すと、「決算額・課税取引金額の内訳等の入力」画面（P12 参照）へ進みます。

確定申告書作成（一般課税）編

1.6.1 決算額・課税取引金額の内訳等の入力（1 / 2）

決算額・課税取引金額の内訳等の入力（事業所得（営業等））

一般課税

税込

新規

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

事業所得（営業等）に係る決算額（税込）等の入力

事業所得（営業等）に係る決算額（税込）及び決算額のうち課税取引にならないものがある場合はその金額を入力の上、うち税率6.24%（軽減税率）適用分について金額を入力してください。

❑ 課税取引にならないものとは

「課税取引金額」に金額がある科目で、「うち税率6.24%（軽減税率）適用分」がない場合は、「0」を入力してください。

※ 経過措置（8割控除）の適用を受ける課税仕入れの金額を入力する欄になります。免税事業者及び過格請求書発行事業者以外の課税事業者の取引に係る金額を入力してください。なお、軽減税率を適用できる課税仕入れについては「うち免税事業者等取引分」に入力しないでください。

科目	決算額	うち 課税取引に ならないもの	課税取引金額	うち税率 6.24% （軽減税率） 適用分	うち 免税事業者等 取引分※	うち税率 7.8% 適用分	うち 免税事業者等 取引分※
	A	B	C (A-B)	D	E	F	G
売上（収入）金額 （雑収入を含む）	(1) 43,500,000円	1,500,000円	42,000,000円	12,000,000円		30,000,000円	
売上原価	(2) 3,100,000円						
仕入金額	(3) 3,280,000円		3,280,000円	1,150,000円	150,000円	2,130,000円	100,000円
小計	(4) 6,380,000円						
期末商品棚卸高	(5) 2,890,000円						
差引原価	(6) 3,490,000円						
差引金額	(7) 40,010,000円						
経費	(8) 56,000円	56,000円	0円			0円	0円
租税公課	(9)						
荷造運賃	(10)						
水道光熱費	(11) 312,000円		312,000円			312,000円	0円
旅費交通費	(12) 274,000円		274,000円			274,000円	0円
通信費	(13) 672,000円		672,000円	156,000円	20,000円	516,000円	42,000円
広告宣伝費	(14) 240,000円		240,000円	40,000円	10,000円	200,000円	28,000円
接待交際費	(15)						
損害保険料	(16)						
修繕費	(17)						
消耗品費	(18)						
減価償却費	(19)						
福利厚生費	(20)						
給料賞金	(21)						
外注工費	(22) 3,800,000円		3,800,000円			3,800,000円	1,200,000円
利子割引料	(23)						
地代家賃	(24) 1,200,000円		1,200,000円			1,200,000円	0円
貸倒金	(25) 200,000円	200,000円					
	(26)						
	(27)						
	(28)						
	(29)						
	(30)						
雑費	(31)						
計	(32) 6,754,000円	256,000円	6,498,000円	196,000円	30,000円	6,302,000円	1,270,000円
差引金額	(33) 33,256,000円						

確定申告書作成（一般課税）編

- ① 帳簿等や課税取引金額計算表を基に、決算額を入力します。
また、課税取引にならないものがあれば、その金額を入力します。
- ② 課税取引金額のうち「税率 6.24%（軽減税率）適用分」の金額を入力します。
※ 課税取引金額に金額がある科目で、「税率 6.24%（軽減税率）適用分」の金額がない場合は、「0」を入力します。
- ③ ②で入力した課税取引金額（税率 6.24%（軽減税率）適用分）のうち、適格請求書発行事業者以外の者との課税取引金額を入力します。
※ 経過措置（8割控除）の適用を受ける課税仕入れの金額を入力する欄のため、免税事業者及び適格請求書発行事業者以外の課税事業者（以下「免税事業者等」という。）の取引に係る金額を入力してください。
なお、少額特例を適用する課税取引については、免税事業者等との課税取引だった場合でも、入力しないでください。
- ④ F 欄に表示されている税率 7.8%適用分の課税取引金額のうち、免税事業者等との課税取引金額を入力します。
なお、少額特例を適用する課税取引については、免税事業者等との課税取引だった場合でも、入力しないでください。

確定申告書作成（一般課税）編

1.6.2 決算額・課税取引金額の内訳等の入力（2 / 2）

発生した貸倒金の金額の入力

令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日の間で発生した貸倒金がありますか？ **必須**

① ☒ はい ☐ いいえ

上記表中に入力した貸倒金のうち、課税事業者であった年分に行った取引で課税売上げに係るものの金額を、「税率 6.24%（軽減税率）適用分」と「税率 7.8%適用分」に分けて入力してください。

上記表中の「貸倒金」に入力がある場合は、必ず金額（「0」を含む。）を入力してください。

令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日の間に初めて課税事業者となった方の場合は、令和 5 年 12 月 31 日までにを行った課税資産の繰渡等に係る貸倒金は含みません。

☐ [入力例はこちら](#)

	税率 6.24% （軽減税率）適用分	税率 7.8%適用分	計
発生した貸倒金の金額（税込） ②	30,000 円	170,000 円	200,000 円

回収した貸倒金の金額の入力

令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日の間で回収した貸倒金がありますか？ **必須**

③ ☐ はい ☒ いいえ

保税地域からの引き取り貨物に係る金額の入力

令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日の間で、保税地域から引き取った課税貨物に係る金額がありますか？ **必須**

☐ [保税地域から引き取った課税貨物とは](#)

④ ☐ はい ☒ いいえ

課税仕入れに係る対価の返還等の金額の入力

令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日の間で、課税仕入れ金額から直接減額していない課税仕入れに係る対価の返還等の金額がありますか？ **必須**

☐ [課税仕入れに係る対価の返還等とは](#)

⑤ ☐ はい ☒ いいえ

令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日の間に課税事業者となった方の棚卸高の調整の入力

「期首商品棚卸高」があり、令和 5 年分は免税事業者でしたか？ **必須**

⑥ ☒ はい ☐ いいえ

令和 5 年分に免税事業者で令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日の間に課税事業者となった場合、「期首商品棚卸高」を「税率 6.24%（軽減税率）適用分」と「税率 7.8%適用分」に分けて入力してください。

	税率 6.24% （軽減税率）適用分	税率 7.8%適用分	計
令和 4 年 12 月 31 日に有していた棚卸資産のうち、免税事業者であった課税期間中に国内で譲り受けた棚卸資産で課税仕入れに係るものの金額（税込） ⑦	150,000 円	130,000 円	280,000 円

令和 7 年分に免税事業者となる方の棚卸高の調整の入力

「期末商品棚卸高」があり、令和 7 年分に免税事業者となりますか？ **必須**

⑧ ☐ はい ☒ いいえ

[前に戻る](#)

⑨

[次へ進む](#)

確定申告書作成（一般課税）編

- ① 発生した貸倒金がある場合、「はい」を選択します。
※ P12の決算額（A欄）の「貸倒金」に金額を入力する必要があります。
- ② 発生した貸倒金を「税率 6.24%（軽減税率）適用分」と「税率 7.8%適用分」の金額に分けて入力します。
- ③ 回収した貸倒金がある場合、「はい」を選択します。
※ この手引きでは「いいえ」を選択して進めます。
- ④ 保税地域からの引き取り貨物がある場合、「はい」を選択します。
※ この手引きでは「いいえ」を選択して進めます。
- ⑤ 課税仕入に係る対価の返還等がある場合、「はい」を選択します。
※ 課税仕入金額から直接減額していないものに限られます。
この手引きでは「いいえ」を選択して進めます。
- ⑥ 令和6年1月1日から同年12月31日の間に課税事業者となった方については、期首商品棚卸高の計算が必要になるため、「はい」を選択します。
- ⑦ 期首商品棚卸高の金額を「税率 6.24%（軽減税率）適用分（円）」と「税率 7.8%適用分（円）」に分けて入力します。
- ⑧ 令和7年分に免税事業者となる場合、「はい」を選択します。
※ この手引きでは「いいえ」を選択して進めます。
- ⑨ 「次へ進む」ボタンを押すと、「売上（収入）金額・仕入金額等の入力」画面（P6参照）へ戻ります。

確定申告書作成（一般課税）編

1.7 決算額・課税取引金額の内訳等の入力（業務用固定資産等の購入）

「売上（収入）金額・仕入金額等の入力」画面（参照 P 6）で「業務用固定資産等の購入」の入力ボタンを押した場合に、この画面へ進みます。

決算額・課税取引金額の内訳等の入力（業務用固定資産等の購入）
一般課税
税込
割引

トップ画面 > 事前準備 > **申告書等の作成** > 申告書等の送信・印刷 > 終了

業務用固定資産等の取得価額（税込）

業務用固定資産等に係る取得価額（税込）及び取得価額のうち課税取引にならないものがある場合はその金額を入力の上、課税取引金額を算出してください。 必須

☐ **課税取引にならないものとは**

※ [経過措置（8割控除）](#)の適用を受ける課税仕入れの金額を入力する規になります。免税事業者及び過格請求書発行事業者以外の課税事業者の取引に係る金額を入力してください。なお、[少額特例](#)を適用できる課税仕入れについては「うち免税事業者等取引分」に入力しないでください。

①	所得区分	② 取得価額等	うち課税取引にならないもの	課税取引金額	③ うち免税事業者等取引分※
1	事業所得（営業等）	600,000 円	円	600,000 円	円
2	選択してください	円	円	円	円

保税地域からの引き取り貨物に係る金額の入力

令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日の間で、保税地域から引き取った課税貨物に係る金額はありますか？ 必須

☐ **保税地域から引き取った課税貨物とは**

④ はい いいえ

課税仕入れに係る対価の返還等の金額の入力

令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日の間で、課税仕入れ金額から直接減額していない課税仕入れに係る対価の返還等の金額はありますか？ 必須

☐ **課税仕入れに係る対価の返還等とは**

⑤ はい いいえ

課税仕入れに係る対価の返還等の金額を入力してください。

課税仕入れに係る対価の返還等の金額（税込）	⑥ 50,000 円
うち免税事業者取引分	円

前に戻る
⑦ 次へ進む

- ① 該当する項目をプルダウンリストから選択します。
- ② 取得価額等及びそのうち課税取引にならないものの金額を入力します。
- ③ 課税取引金額のうち、免税事業者等取引分の金額を入力します。
※ 少額特例を適用する課税取引については、免税事業者等との課税取引だった場合でも、入力しないでください。
- ④ 保税地域からの引き取り貨物に係る金額や課税仕入れに係る対価の返還等の金額がある場合は、「はい」を選択します。
※ この手引きでは「いいえ」選択して進めます。
- ⑤ 課税仕入れに係る対価の返還等がある場合、「はい」を選択します。
- ⑥ 金額の入力欄が開くので、該当金額を入力します。
- ⑦ 「次へ進む」を押すと、「売上（収入）金額・仕入金額等の入力」（P 6 参照）画面へ戻ります。

確定申告書作成（一般課税）編

1.8 控除対象仕入税額の計算方式の確認

課税売上高が5億円超の場合、又は課税売上割合が95%未満の場合、「売上（収入）金額・仕入金額等の入力」画面（P 6 参照）からこの画面へ進みます。

ここでは、控除対象仕入税額の計算方式を確認します。

なお、課税売上高と課税売上割合は、入力された金額から自動的に計算されます。

控除対象仕入税額の計算方式の確認

一般課税 税込 割戻

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

課税売上高が5億円超の場合、又は課税売上割合が95%未満の場合の控除対象仕入税額は、「個別対応方式」又は「一括比例配分方式」で計算します。

☐ 個別対応方式とは

☐ 一括比例配分方式とは

「一括比例配分方式」を適用した場合は、2年以上継続した後でなければ「個別対応方式」に変更することはできません。

令和5年分から「一括比例配分方式」を選択していますか

上記に該当しない場合でも、「一括比例配分方式」の適用を希望される方は「はい」を、希望しない方又は個別対応方式との比較したい方は「いいえ」を選択して下さい。

①

はい

いいえ

前に戻る

ここまでの入力内容を保存する

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

① 「はい」を押すと、自動的に一括比例配分方式を選択して、「中間納付税額等の入力」画面（P 22 参照）へ進みます。

「いいえ」を押すと、「課税仕入金額の内訳の入力」画面（P 18 参照）へ進みます。

（参考）

課税売上割合は、次の算式により計算されます。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税期間の課税売上高（税抜）}}{\text{課税期間の総売上高（税抜）}}$$

確定申告書作成（一般課税）編

1.9 課税仕入金額の内訳の入力

「決算額・課税取引金額の内訳等の入力」画面（P 12～P 16 参照）で課税取引金額を入力した所得区分の課税仕入金額の内訳の入力を行います。

税率ごとに「課税仕入金額の内訳の入力」画面（P 19～P 20 参照）で入力する金額を基に控除対象仕入税額を計算します。

① 所得区分ごとの「入力する」を押すと、

- ・ 税率 6.24%（軽減税率）適用分の取引がある場合は「税率 6.24%（軽減税率）適用分の課税仕入金額の内訳の入力」画面（P 19 参照）
- ・ 6.24%（軽減税率）適用分の取引がない場合は「税率 7.8%適用分の課税仕入金額の内訳の入力」画面（P 20 参照）

へそれぞれ進みます。

なお、決算額等の金額がない所得区分は「課税仕入れがありません」と表示されて入力できません。

② 所得区分の課税仕入金額の内訳の入力が完了し、「次へ進む」を押すと、「仕入税額控除の控除方式の選択」画面（P 21 参照）へ進みます。

確定申告書作成（一般課税）編

1.10.1 税率 6.24%（軽減税率）適用分の課税仕入金額の内訳の入力

※ 税率 6.24%（軽減税率）適用分の仕入れ等が無い場合、この画面は表示されません。
所得区分ごとに税率 6.24%（軽減税率）適用分の課税仕入金額の内訳を入力します。

税率6.24%（軽減税率）適用分の課税仕入金額の内訳の入力（事業所得（営業等））
一般課税
税込
別戻

[トップ画面](#) > [事前準備](#) > [申告書等の作成](#) > [申告書等の送信・印刷](#) > [終了](#)

税率6.24%（軽減税率）適用分の事業所得（営業等）に係る「課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」と「非課税売上げにのみ要するもの」を入力してください。

税率6.24%（軽減税率）適用分

※ [経過措置（8 割控除）](#)の適用を受ける課税仕入れの金額を入力する欄になります。免税事業者及び適格請求書発行事業者以外の課税事業者の取引に係る金額を入力してください。なお、[少額特例](#)を適用できる課税仕入れについては「うち免税事業者等取引分」に入力しないでください。

科目	課税取引金額	① うち 課税売上げと非課税 売上げに共通し て要するもの	うち 免税事業者等 取引分※	うち 非課税売上げにの み要するもの	② うち 課税売上げにのみ 要するもの	うち 免税事業者等 取引分※
仕入金額	150,000 円	30,000 円	10,000 円	100,000 円	20,000 円	10,000 円
租税公課	20,000 円					
荷造運賃	40,000 円					
水道光熱費						

該当する場合のみ、入力してください。

科目	課税取引金額	③ うち 課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	うち 非課税売上げにのみ 要するもの	うち 課税売上げにのみ 要するもの
令和 6 年分に課税事業者となった方の棚卸高	25,000 円	10,000 円	0 円	15,000 円

前に戻る
④
次へ進む

① 課税取引金額のうち、「課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」と「非課税売上げにのみ要するもの」を入力します。

また、共通して要するもののうち、「免税事業者等取引分」に係る金額を入力します。

※ 少額特例を適用する課税取引については、免税事業者等の課税取引だった場合でも、入力しないでください。

② 課税売上げにのみ要するもののうち、「免税事業者等取引分」に係る金額を入力します。

※ 少額特例を適用する課税取引については、免税事業者等の課税取引だった場合でも、入力しないでください。

③ 令和 6 年分から課税事業者となった方で、期首の棚卸高がある場合、「課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」と「非課税売上げにのみ要するもの」を入力します。

④ 「次へ進む」ボタンを押すと、「税率 7.8%適用分の課税仕入金額の内訳の入力」画面（P 20 参照）へ進みます。

確定申告書作成（一般課税）編

1.10.2 税率 7.8%適用分の課税仕入金額の内訳の入力

※ 税率 7.8%適用分の仕入れ等が無い場合、この画面は表示されません。

所得区分ごとに税率 7.8%適用分の課税仕入金額の内訳を入力します。

税率 7.8%適用分の課税仕入金額の内訳の入力（事業所得（営業等））
一般課税
税込
印刷

[トップ画面](#) > [事前準備](#) > [申告書等の作成](#) > [申告書等の送信・印刷](#) > [終了](#)

税率 7.8%適用分の事業所得（営業等）に係る「課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」と「非課税売上げにのみ要するもの」を入力してください。

税率 7.8%適用分

※ [経過措置（8割控除）](#)の適用を受ける課税仕入れの金額を入力する欄になります。免税事業者及び過格請求書発行事業者以外の課税事業者の取引に係る金額を入力してください。なお、[少額特例](#)を適用できる課税仕入れについては「うち免税事業者等取引分」に入力しないでください。

科目	課税取引金額	① うち 課税売上げと非課税 売上げに共通し て要するもの	うち 免税事業者等 取引分※	うち 非課税売上げにの み要するもの	うち 課税売上げにのみ 要するもの	② うち 免税事業者等 取引分※
仕入金額	150,000 円	100,000 円	20,000 円	30,000 円	20,000 円	10,000 円
租税公課	20,000 円	円	円	円	円	円
荷造運賃	40,000 円	円	円	円	円	円
水道光熱費	円	円	円	円	円	円

科目	課税取引金額	③ うち 課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	うち 非課税売上げにのみ 要するもの	うち 課税売上げにのみ 要するもの
令和 6 年分に課税事業者 となった方の棚卸高	25,000 円	10,000 円	5,000 円	10,000 円

前に戻る
④
次へ進む

- ① 課税取引金額のうち、「課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」と「非課税売上げにのみ要するもの」を入力します。

また、共通して要するもののうち、「免税事業者等取引分」に係る金額を入力します。

※ 少額特例を適用する課税取引については、免税事業者等の課税取引だった場合でも、入力しないでください。

- ② 課税売上げにのみ要するもののうち、「免税事業者等取引分」に係る金額を入力します。

※ 少額特例を適用する課税取引については、免税事業者等の課税取引だった場合でも、入力しないでください。

- ③ 令和 6 年分から課税事業者となった方で、期首の棚卸高がある場合、「課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」と「非課税売上げにのみ要するもの」を入力します。

- ④ 「次へ進む」ボタンを押すと、「課税仕入金額の内訳の入力」画面（P18 参照）へ戻ります。

確定申告書作成（一般課税）編

1.11 仕入税額控除の控除方式の選択

計算方式ごとの控除対象仕入税額について自動で計算結果が表示されますので、どの計算方式で確定申告するかを選択します。

仕入税額控除の控除方式の選択

一般課税

税込

消費税

各控除方式により計算した控除対象仕入税額を表示しています。
適用する方式を選択してください。

下記のいずれかの方式を選択できますが、本年の差し引くことのできる控除対象仕入税額が大きい方式（消費税等の納付金額が少なくなる方式）は

①

個別対応方式 です。

※：「一括比例配分方式」を適用した方は、2年間以上継続した後でなければ「個別対応方式」に変更することはできませんので、**翌年(令和7年分)以降の計算方式を検討の上、選択してください。**
(令和7年分の課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下となった場合には、「一括比例配分方式」を適用することができませんが、この場合は継続適用したことになります。)

②

個別対応方式 による控除対象仕入税額
78,000 円



③

一括比例配分方式 による控除対象仕入税額
71,503 円



> 個別対応方式とは

> 一括比例配分方式とは

戻る

ここまでの入力内容を保存

△ ページTOP△

[お問い合わせ](#) [個人情報保護方針](#) [利用規約](#)

Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 計算される控除対象仕入税額の大きい方式が表示されます。
- ②・③ それぞれの方式を選択した場合の控除対象仕入税額がボタン上に表示されます。
 - ②個別対応方式を選択して、「中間納付税額等の入力」画面（P 22 参照）へ進みます。
 - ③一括比例配分方式を選択して、「中間納付税額等の入力」画面（P 22 参照）へ進みます。

確定申告書作成（一般課税）編

1.12 中間納付税額等の入力

中間納付税額と中間納付譲渡割額を入力します。

① トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等

中間申告に係る納付税額のある方は、以下「中間納付税額等を入力する方」の項目を開いて、入力してください。

前年分について消費税の確定申告を行っていない方・中間申告を行っていない方は、入力する必要はありませんので、画面下の「次へ」ボタンを押してください。

> 中間申告とは

■ 中間納付税額等の確認方法

① 中間納付税額等を入力する方

② 次へ

戻る

ここまでの入力内容を保存

- ① 中間納付税額等がある場合には、「V」を押して項目を開き、中間申告に係る納付税額等を入力します。

(参考)「中間納付税額等を入力する方」

① 中間納付税額等を入力する方

⚠ 入力に当たっては以下の事項にご注意ください。

- 中間申告に係る納付税額には、「中間納付税額」と「中間納付譲渡割額」が含まれていますので、それぞれの金額を入力してください。
- 1月ごと（年11回）の中間申告を行った場合、税務署から送付した申告書には、中間納付税額及び中間納付譲渡割額は印字されませんので、最終の中間申告分まで（11回分）の消費税及び地方消費税額を合計して入力してください。

① 中間納付税額 (円)

中間納付譲渡割額 (円)

- ② 「次へ」ボタンを押すと、
- 確定申告の内容が仕入控除税額に伴う還付の場合、「消費税の還付申告に関する明細書の作成」画面（P23 参照）
 - 確定申告の内容が納税又は中間納付税額に伴う還付の場合、「計算結果の確認」画面（P32 参照）
- へそれぞれ進みます。

※ 利用者識別番号から情報を検索し、中間納付税額等の情報を取得している場合は取得した金額が入力された状態で表示されます。

確定申告書作成（一般課税）編

1.13 消費税の還付申告に関する明細書作成（1 / 4）

課税仕入れ等に係る消費税額が課税売上げに係る消費税額を上回ったことにより還付を受ける場合には、消費税の還付申告に関する明細書の提出が必要となるため、明細書作成画面に自動で進みます。

消費税の還付申告に関する明細書作成

一般課税 税込

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

1 還付申告となった主な理由

該当する項目について、選択又は入力してください。 **必須**

① ☐ 輸出等の免税取引の割合が高い
☐ 設備投資（高額な固定資産の購入等）
☒ その他

0/60文字

① 消費税の還付申告に関して、該当する項目について選択します。

なお、「その他」を選択した場合は、下部の入力欄が入力可能になりますので、還付申告となった主な理由を入力欄に入力します。

確定申告書作成（一般課税）編

1.14 消費税の還付申告に関する明細書作成（2 / 4）

課税売上げ等に係る事項として、主な課税資産の譲渡等と主な輸出取引等の明細を入力します。

消費税の還付申告に関する明細書作成

一般課税 税込

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

2

課税売上げ等に係る事項

主な課税資産の譲渡等

取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで入力してください。
※ 100万円未満の取引も入力することは可能です。

資産の種類等	譲渡年月日等	取引先の氏名（名称）	操作
	取引金額等	取引先の住所（所在地）	
			① 入力する

主な輸出取引等の明細

取引金額総額の上位5番目まで入力してください。

取引先の氏名（名称）	取引金額	主な取引商品等	操作
		所管税関（支署）名	
			② 入力する

- ① 主な課税資産の譲渡等の「入力する」ボタンを押すと、「主な課税資産の譲渡等」画面（P25 参照）が開きます。
- ② 主な輸出取引等の明細の「入力する」ボタンを押すと、「主な輸出取引等の明細」画面（P26 参照）が開きます。
- ※ 入力が終わった項目は、下の画面のとおり入力内容が表示されます。

主な課税資産の譲渡等

取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで入力してください。
※ 100万円未満の取引も入力することは可能です。

資産の種類等	譲渡年月日等	取引先の氏名（名称）	操作
	取引金額等	取引先の住所（所在地）	
1 原材料 1	5・7・8	国税原料	③ 訂正 削除
	1,234,567 円	東京都千代田区麹町 3-1-1	
			④ 別の取引を入力する

- ③ 「訂正」ボタンを押すと、入力した明細の内容を訂正することができます。また、「削除」ボタンを押すと、入力した明細を削除することができます。
- ④ 「別の取引を入力する」ボタンを押すと、追加入力ができます。

確定申告書作成（一般課税）編

1.15 消費税の還付申告に関する明細書作成（主な課税資産の譲渡等）

主な課税資産の譲渡等

課税売上げ等に係る事項のうち、課税資産の譲渡等に関する明細を入力してください。

資産の種類等
 ①

譲渡年月日等
☐ 継続的な取引の場合はチェックを入れてください。 ①
令和 年 月 日

取引金額等
※ 譲渡年月日等にて「継続」を選択した場合は、当課税期間中の取引金額の合計を入力してください。
 円 ①

取引先の氏名（名称）
 〇〇商店 ①

取引先の住所（所在地）〔各行25文字以内〕
 〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1 ①
 〇〇ビル101

② ③

キャンセル 続けてもう1件入力 入力完了

- ① 取引金額（税抜価額）が100万円以上の主な課税資産の譲渡等に関する情報を入力します。
「譲渡年月日等」について、継続的な取引を行っている取引先の場合はチェックを入れます。この場合、年月日を入力する必要はありません。
- ② 取引金額（税抜価額）が100万円以上の取引が複数ある場合は、「続けてもう1件入力」ボタンを押すと、最大5件まで入力できます。
- ③ 「入力完了」ボタンを押すと、「消費税の還付申告に関する明細書作成」画面（P24 参照）へ戻ります。

確定申告書作成（一般課税）編

1.16 消費税の還付申告に関する明細書作成（主な輸出取引等の明細）

主な輸出取引等の明細

課税売上げ等に係る事項のうち、主な輸出取引等に関する明細を入力してください。

取引先の氏名（名称）
 ①

取引先の住所（所在地）[各行25文字以内]
 ①

取引金額
 円 ①

主な取引商品等
 ①

所管税関（支署）名
 ①

② ③

キャンセル

- ① 主な輸出取引等の明細に関する情報を入力します。
- ② 輸出取引等が複数ある場合は、「続けてもう1件入力」ボタンを押すと、最大5件まで入力できます。
- ③ 「入力完了」ボタンを押すと、「消費税の還付申告に関する明細書作成」画面（P24 参照）へ戻り、輸出取引等に利用する主な金融機関等の入力欄が表示されます。

確定申告書作成（一般課税）編

1.17 消費税の還付申告に関する明細書作成（主な金融機関・通関業者の入力）

主な輸出取引等の明細を入力した場合、輸出取引等に利用する主な金融機関・通関業者の入力欄が表示されます。

消費税の還付申告に関する明細書作成

一般課税 税込

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

主な輸出取引等の明細

取引金額総額の上位5番目まで入力してください。

	取引先の氏名（名称） 取引先の住所（所在地）	取引金額	主な取引商品等 所管税関（支署）名	操作
1	国税商店（株） 千代田区亀が岡3-1-1	123,456 円	取引商品 1 〇〇税関	訂正 削除

別の取引を入力する

輸出取引等に利用する主な金融機関・通関業者を入力してください。

主な金融機関

☒ ゆうちょ銀行以外の銀行等

☐ ゆうちょ銀行

金融機関名

[15文字以内]

選択してください ▼

本支店名

[14文字以内]

選択してください ▼

預金種類

選択してください ▼

口座番号

[半角数字7桁]

主な通関業者

氏名（名称）

[15文字以内]

住所（所在地）

[各行25文字以内]

- ① 輸出取引等に利用する主な金融機関を選択します。
選択した金融機関によって入力する項目が異なります。
- ② 輸出取引等に利用する主な通関業者に関する情報を入力します。

確定申告書作成（一般課税）編

1.18 消費税の還付申告に関する明細書作成（3／4）

課税仕入れに係る事項として、主な棚卸資産・原材料等の取得と主な固定資産等の取得について入力します。

消費税の還付申告に関する明細書作成

一般課税 税込

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

3 課税仕入れ等に係る事項

主な棚卸資産・原材料等の取得

取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで入力してください。

※ 100万円未満の取引も入力することは可能です。

資産の種類等	取得年月日等	取引先の登録番号	取引先の氏名（名称）	操作
	取引金額等		取引先の住所（所在地）	

①

入力する

主な固定資産等の取得

1件当たりの取引金額が100万円以上の取引を上位5番目まで入力してください。

※ 100万円未満の取引も入力することは可能です。

資産の種類等	取得年月日等	取引先の登録番号	取引先の氏名（名称）	操作
	取引金額等		取引先の住所（所在地）	

②

入力する

① 「入力する」ボタンを押すと、「主な棚卸資産・原材料等の取得」画面（P 29 参照）が開きます。

② 「入力する」ボタンを押すと、「主な固定資産等の取得」画面（P 30 参照）が開きます。

※ 入力が終わった項目は、下面面のとおり入力内容が表示されます。

主な棚卸資産・原材料等の取得

取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで入力してください。

※ 100万円未満の取引も入力することは可能です。

	資産の種類等	取得年月日等	取引先の登録番号	取引先の氏名（名称）	操作
		取引金額等		取引先の住所（所在地）	
1	原材料 1	5・8・11		(株) 国税商社	③ 訂正 削除
		123,456 円		東京都千代田区丸の内〇-〇	

④

別の取引を入力する

③ 「訂正」ボタンを押すと、入力した明細の内容を訂正することができます。また、「削除」ボタンを押すと入力した明細を削除することができます。

④ 「別の取引を入力する」ボタンを押すと、追加入力ができます。

確定申告書作成（一般課税）編

1.19 消費税の還付申告に関する明細書作成（主な棚卸資産・原材料等の取得）

主な棚卸資産・原材料等の取得

課税仕入れに係る事項のうち、棚卸資産・原材料等の取得に関する明細を入力してください。

資産の種類等

①

取得年月日等

☐ 継続的な取引の場合はチェックを入れてください。

▼

▼

年

▼

▼

月

▼

▼

日

①

取引金額等

※ 取得年月日等にて「継続」を選択した場合は、当課税期間中の取引金額の合計を入力してください。

 円

①

取引先の登録番号[半角数字13桁]

※ 検索後は検索結果をご確認ください。検索結果に誤りがある場合は、お手数ですが直接修正をお願いします。

T 1234567890123

検索

②

取引先の氏名（名称）

〇〇商店

②

取引先の住所（所在地）[各行25文字以内]

〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1

〇〇ビル101

②

③

④

キャンセル

続けてもう1件入力

入力完了

- ① 主な棚卸資産・原材料等の取得に関する情報を入力（選択）します。
「取得年月日等」について、継続的な取引を行っている取引先の場合は、チェックを入れます。この場合、年月日を入力する必要はありません。
- ② 取引先の氏名及び住所（所在地）を入力します。
なお、取引先の登録番号を利用して、「国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」の情報を検索し、反映することもできます。
※ 登録状況によっては反映できないこともあるため、その場合には、直接入力してください。
- ③ 主な棚卸資産・原材料等の取得が複数ある場合は、「続けてもう1件入力」ボタンを押すと、最大5件まで入力できます。
- ④ 「入力完了」ボタンを押すと、「消費税の還付申告に関する明細書作成」画面（P24 参照）へ戻ります。

確定申告書作成（一般課税）編

1.20 消費税の還付申告に関する明細書作成（主な固定資産等の取得）

主な固定資産等の取得

課税仕入れに係る事項のうち、固定資産等の取得に関する明細を入力してください。

資産の種類等

選択してください

①

取得年月日等

令和

年

月

日

①

取引金額等

円

①

取引先の登録番号[半角数字13桁]

※ 検索後は検索結果をご確認ください。検索結果に誤りがある場合は、お手数ですが直接修正をお願いします。

T

1234567890123

検索

②

取引先の氏名（名称）

〇〇商店

②

取引先の住所（所在地）[各行25文字以内]

〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1

②

〇〇ビル101

③

④

キャンセル

続けてもう1件入力

入力完了

① 主な固定資産等の取得に関する情報を入力（選択）します。

② 取引先の氏名及び住所（所在地）を入力します。

なお、取引先の登録番号を入力して「検索」を押すことにより、「国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」の情報を検索し、取引先の氏名（名称）・住所欄に反映することもできます。

※ 登録状況によっては反映できないこともあるため、その場合には、直接入力してください。

③ 主な固定資産等の取得が複数ある場合は、「続けてもう1件入力」ボタンを押すと、最大5件まで入力できます。

④ 「入力完了」ボタンを押すと、「消費税の還付申告に関する明細書作成」画面（P24 参照）へ戻ります。

確定申告書作成（一般課税）編

1.21 消費税の還付申告に関する明細書作成（4 / 4）

令和6年中の特殊事情として、顕著な増減事項等とその理由を入力します。

消費税の還付申告に関する明細書作成

一般課税 税込

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

4

令和6年中の特殊事情

顕著な増減事項等及びその理由を入力してください。

0/200文字

①

前に戻る

ここまでの入力内容を保存する

②

次へ進む

- ① 「令和6年中の特殊事情」として、顕著な増減事項等とその理由を入力します。
- ② 「次へ進む」ボタンを押すと、「計算結果の確認」画面（P32 参照）へ進みます。

確定申告書作成（一般課税）編

1.22 計算結果の確認

入力データを基に確定申告に必要な計算が行われ、その計算結果が画面に表示されます。

① トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等

計算結果の確認

入力内容から計算した結果は以下のとおりです。

還付される金額

663,598円

消費税の計算結果

課税標準額
12,115,000 円

消費税額
816,504 円

控除過大調整税額
—

控除税額
控除税額小計
1,334,111 円

控除不足還付税額
517,607 円

中間納付税額
—

課税売上割合
課税資産の譲渡等の対価の額
12,116,213 円

資産の譲渡等の対価の額
18,842,558 円

地方消費税の計算結果

地方消費税の課税標準となる消費税額
控除不足還付税額
517,607 円

譲渡割額
還付額
145,991 円

中間納付譲渡割額
—

消費税及び地方消費税の合計税額

納付又は還付税額合計
還付税額
663,598 円

> 消費税額の計算方法とは

⚠ 消費税等の還付税額の申告漏れにご注意ください。
消費税等の還付税額は、税込経理方式による経理処理をされている場合、原則として、申告書を提出した年の事業所得や不動産所得等の収入金額に言めて申告する必要があります。

①

戻る 次へ

- ① 計算結果を確認後、「次へ」押すと、「納税地等・還付金口座入力」画面（P 33 参照）へ進みます。

確定申告書作成（一般課税）編

1.23 納税地等・還付金口座入力

納税地等に関する情報を入力します。仕入控除税額などに伴う還付が発生している場合、還付金口座等の入力欄が表示されます。

国税庁 確定申告書等作成コーナー

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

令和 6 年分 消費税 マイナンバーカード

① トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等

納税地等・還付金口座入力

一般課税 税込

還付 される金額

663,598円

還付金の受取方法

以下の事項に注意して、還付金の受取方法を選択してください。

- 口座名義は申告者本人（屋号付き名義を除く。）に限ります。
- 一部のインターネット専用銀行については対応していません。ご利用の金融機関にご確認ください。

① 還付金の受取方法 必須

☐ ① ② 公金受取口座への振込み（公金受取口座を登録済みの方に限ります。） ?

☐ ゆうちょ銀行以外の銀行等への振込み

☐ ゆうちょ銀行への振込み

☐ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取り

通知方法の選択

この申告書に係る通知等（国税還付金振込通知書）がある場合、書面に代えてe-Taxで通知を受け取ることができます。e-Taxで受け取ることで、書面での保存が不要となり管理が楽になるなどのメリットがあります。

> 電子交付を希望する場合の留意事項

② Q e-Taxによる電子交付か郵送等による書面交付のどちらを希望しますか？ 必須 ?

電子交付

書面交付

- ① 還付金の受取方法をラジオボタンから選択すると、選択した項目に応じて入力枠が表示されますので、画面案内に沿って銀行名等を入力してください。
- ② 電子送信する場合には、通知方法に関する質問が表示されますので、希望する通知方法を選択してください。

納税地・氏名等

③

納税地等の情報

納税地の区分 **必須**

- ☐ 住所
- ☒ 事業所等

郵便番号

※：半角数字3桁・半角数字4桁

123 4567

郵便番号検索

都道府県・市区町村 **必須**

都道府県

市区町村

丁目番地等 **必須**

※：都道府県・市区町村と合計で全角28文字以内

〇〇町1-1-1

建物名・号室

※：全角28文字以内（附属文字数を超える場合、マンション名を省略するなどして字数を調整してください。）

〇〇マンション101号室

提出先税務署 **必須** ?

※：リストから都道府県を選択後、税務署名を選択してください。

都道府県

税務署

整理番号 ?

※：税務署から送付された「確定申告のお知らせ」などにより整理番号が分かってくる場合は入力してください。

※：半角数字8桁

01234567

申告書等を提出する年月日

令和 年 月 日

氏名・電話番号等の情報

氏名（フリガナ）

※：各全角カナ11文字以内

コクゼイ タロウ

氏名（漢字） **必須**

※：各全角10文字以内

国税 太郎

マイナンバー（個人番号）

※：各半角数字4桁

1234 5678 9012

☐ 入力値を表示する

電話番号

※：日中連絡が取れる電話番号を入力してください。

※：半角数字合計14桁以内

090 1234 5678

屋号・雅号（フリガナ）

※：全角40文字以内

コクゼイショウテン

屋号・雅号（漢字）

※：全角30文字以内

国税商店

④

戻る

次へ

確定申告書作成（一般課税）編

③ 納税地や氏名等について該当する項目に入力します。

※ 郵便番号の入力後、「郵便番号検索」を押すと、郵便番号の入力内容から検索した住所と税務署情報（都道府県、税務署名）を自動的に表示することができます。

④ 本年分の課税売上高が 1,000 万円以下となった場合かつインボイス（適格請求書）発行事業者でない場合は、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成選択」画面（P 36 参照）に進みます。

本年分の課税売上高が 1,000 万円を超える場合、

- ・申告書を e-Tax で送信する方は「送信前の申告内容確認」画面
- ・申告書を印刷して提出する方は「申告書等印刷」画面

へ進みます。

「送信前の申告内容確認」と「申告書等印刷」画面以降の操作方法については、各画面の案内をご参照ください。

※ 納付の場合は、「納付方法の選択」が表示されます。

なお、消費税及び地方消費税の合計納付税額が 30 万円を超える場合は、「スマホアプリ納付」、「コンビニQR納付」は表示されません（書面で提出する方には、30 万円以下であっても、「スマホアプリ納付」は表示されません）。

The screenshot shows the '納税地等入力' (Taxation Area Input) screen. At the top, there's a green header with the title and buttons for '一般課税' (General Taxation) and '課税' (Taxation). Below this, a yellow box displays '納付 する金額' (Amount to be paid) as '1,145,000円'. The main section is titled '納付方法' (Payment Method). Under '納付方法の選択' (Selection of payment method), it indicates '納付方法' is '必須' (Required) and provides a link '> 各納付方法の内容を確認する' (Check the details of each payment method). A dropdown menu is shown with the text '選択してください' (Please select). Below a wavy line, the same '納付方法の選択' section is shown again, but with the dropdown menu open, displaying a list of payment methods: '振替納税（期限内申告の場合に利用可）', '電子納税（ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）又はインターネットバンキング）', 'クレジットカード納付', 'スマホアプリ納付', 'コンビニ納付', and '金融機関等での窓口納付'.

納税地等入力

一般課税 課税

納付 する金額

1,145,000円

納付方法

納付方法の選択

納付方法 必須

> 各納付方法の内容を確認する

選択してください

納付方法の選択

納付方法 必須

> 各納付方法の内容を確認する

振替納税（期限内申告の場合に利用可）

選択してください

振替納税（期限内申告の場合に利用可）

電子納税（ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）又はインターネットバンキング）

クレジットカード納付

スマホアプリ納付

コンビニ納付

金融機関等での窓口納付

確定申告書作成（一般課税）編

1.24 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成選択

計算の結果、本年分の課税売上高が1,000万円以下となった場合かつ適格請求書発行事業者ではない場合は、翌々年の消費税の納税義務が免除されますので、提出が必要となる「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を作成することができます。

消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成選択

一般課税 税込

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

令和6年分の課税売上高が1,000万円以下となりました。
令和6年分の課税売上高が1,000万円以下となった方は、原則として、令和8年分の消費税の納税義務が免除されますので、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を提出する必要があります。

☐ 災害（地震、風水害、雪害等）により被害を受けた方は、消費税法の特例を受けられる場合がありますので、こちらをご覧ください。

「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を作成しますか **必須**

① 「作成する」が選択されています。

届出書を作成する 届出書を作成しない

⚠️

- 令和6年分の確定申告を一般課税により行う方が、平成28年4月1日以後、高額特定資産（※1）の仕入れ等を行った場合（自己建設高額特定資産にあっては、その建設等が完了した場合）には、令和7年分及び令和8年分の消費税の納税義務は免除されないため、この届出書の提出は必要ありません。
なお、上記に該当する場合には、「高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書」を提出する必要があります（確定申告書等作成コーナーでは作成できません。）。
- ※1 一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額（税抜き）が1,000万円以上の棚卸資産または調整対象固定資産をいいます。
- ※2 平成27年12月31日までに締結した契約に基づき、当該仕入れ等を行った場合には、上記規定は適用されません。
- ☐ 特例措置の適用関係の改正について
- この届出書を提出した場合であっても、特定期間（原則として、令和7年1月1日から令和7年6月30日）の課税売上高が1,000万円を超える場合には、この届出の適用開始課税期間の納税義務は免除されません。
- 課税事業者選択届出書を提出している方が免税事業者に戻ろうとする場合は、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出する必要があります（確定申告書作成コーナーでは作成できません。）。

前に戻る ここまでの入力内容を保存する 次へ進む

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

① 「届出書を作成する」又は「届出書を作成しない」を選択の上、「次へ進む」ボタンを押します。

② ①において「届出書を作成する」を押した場合は、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の作成」画面（P37 参照）へ進みます。

①において「届出書を作成しない」押した場合、

- ・ 申告書を e-Tax で送信する方は「送信前の申告内容確認」画面
- ・ 申告書を印刷して提出する方は「申告書等印刷」画面へ進みます。

「送信前の申告内容確認」と「申告書等印刷」画面以降の操作方法については、各画面の案内をご参照ください。

確定申告書作成（一般課税）編

1.25 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の作成

消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書に関する情報を入力します。

消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の作成		一般課税	税込
トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了			
納税義務者となった日	① ▼ ▼ 年 ▼ 月 ▼ 日 ※ 先に提出した「消費税課税事業者届出書」の「適用開始課税期間」欄の初日を入力してください。		
この届出書の提出年月日	令和 ▼ ▼ 年 ▼ 月 ▼ 日 ※ 提出時に手書きしても差し支えありません。		
参考事項	[各行40文字以内]		
前に戻る		ここまでの入力内容を保存する	② 次へ進む

① 「納税義務者となった日」等必要事項を入力します。

② 「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」について該当する項目を入力し、「次へ進む」押すと、

- ・ 申告書を e-Tax で送信する方は「送信前の申告内容確認」画面
- ・ 申告書を印刷して提出する方は「申告書等印刷」画面

へ進みます。

「送信前の申告内容確認」と「申告書等印刷」画面以降の操作方法については、各画面の案内をご参照ください。